焼津おとな倶楽部 趣味活案内人（市民講師）のガイドライン

１．講師登録（「焼津おとな倶楽部趣味活案内人（市民講師）登録規定」参照）

焼津おとな倶楽部では、運動・食生活・社会参加・趣味に関する指導を行う趣味活案内人（以下、「案内人」という。）に対して、名前、講座内容等を登録のうえ、インターネット上で確認できる講師名、イメージ画像、自己 PR 文を、焼津おとな倶楽部専用ホームページの講師紹介ページにおいて開示を義務づけるものとします。

２．案内人に相応しくない行為について

案内人は、ジャンルを問わず自由な内容で教えることができますが、以下の行為については行わないものとします。

(1)講座において、教材以外の物品等を販売すること。また、商品の宣伝や斡旋をすること。
(2)高額な教材等の購入の強要。
(3)案内人本人や所属する団体等が主催する教室等の受講の強要。ただし、案内人が主催する講座の案内は可能（高額な受講料・教材費がかかるものは案内も不可）
(4)犯罪行為およびその他の他人に迷惑となる行為
(5)告知内容と著しく異なる内容で講座を開催すること
(6)受講者の肖像権やプライバシーを侵害しうる行為

３．講座の企画について

(1)講座は、前期（５月開講）と後期（10 月開講）に分けて開催します。前期と後期の期間をまたいでの開講はできません。
(2)講座を開講しようとするときは、講座開設計画書（様式あり）を提出し、事務局と打ち合わせを行います。
(3)講座は 1 回 90 分を基本とします。連続講座の開催も可能ですが、原則、１期４回を上限回数とします。
(4)講座内容を確定し、受講者を募集します。募集開始は、前期４月から、後期９月から行います。
(5)原則として、申込人数が４人以上にならないと開講できません。案内人からも積極的に講座アピールをしていただきます。
(6)各講座で設定する定員を超える申し込みがあった場合、抽選により受講者を決定します。
(7)申込締切後、７日以内に、講座の成立・不成立及び、受講人数を、講座企画者（案内人）に伝えます。

４．講座の開催をお断りする可能性のある講座について

(1)ネットワークビジネスへの関与が疑われると判断した講座
(2)政治・宗教などに関連する講座
(3)メンタル・心理、ヒーリング、セラピー、心のケア、催眠術などに関する講座
(4)上記にかかわらず、案内人が開催する講座として相応しくないとみなした場合には、事務局の判断により以降の講座の開催を中止する可能性があります。

５．受講料の設定について

(1)講座の受講料は、１回 500 円とし、焼津市の収入とします。
(2)連続講座の受講料は、１回あたり 500 円とし、全ての開催日程分の受講料の総額を提示し、焼津市の収入とします。
(3)材料代、教材費等の諸費用は、別途受講者から徴収し、案内人が集金するものとします。教材等の準備は、案内人が行うこととします。
(4)連続講座の材料代等の諸費用は、すべての開催日程分の諸費用の総額を提示し、講座初日に一括して、案内人が集金するものとします。
(5)受講料及び諸費用は、都度払いや分割払いを受けることはできないものとします。ただし、やむを得ない理由があると市が判断した場合に限り、受講者が欠席した際の受講料、諸費用を差し引くことができるものとします。

６．講師謝礼について

(1)講座の講師謝礼は、１回につき 2,000 円とします。ただし、受講者が 11 人以上になった場合（受講料を収めた場合）は、１回につき 5,000 円とします。いずれの場合も、源泉所得税分を差し引いた額を、講師が指定する口座に振り込みます。
(2)講師謝礼の振込は、講座の開催後、原則として１カ月以内に指定の講座に振り込みます。連続講座の場合は、すべての講座が終了してから、回数分の講師謝礼を一括して振り込みます。

７．講師ランクアップについて

	シルバーランク	ゴールドランク
受講者数	累計 80 人以上	累計 160 人以上
講座実施回数	15 回以上	20 回以上
評価点	累積平均 4.6 以上	累積平均 4.8 以上
継続状況	過去１年間で４回以上講座開催	過去１年間で６回以上講座開催
特典	なし	講師料一律 5,000 円